

障害者自立支援法関係 好事例集

資料目次

【実践編】

《就労支援関係》

- 「企業で働く障害者増やそう」(毎日新聞 H18.05.07)
- 「障害者の自立を支援する」(読売新聞～YOMIURI ONLINE H18.06.15)
- 「障害者雇用 中小に促す」(日経新聞 H18.06.28)
- 「自立支援法は大きなチャンス～ワークスみらい高知 (NPO 法人・高知市)」(『厚生福祉』地域を支える H18.09.15)
- 「所得アップ 自立促す 変わる授産施設」(読売新聞 H18.09.20)
- 「夢のある焼き菓子をお届けします」ハイワークひびき 山田 紀子 (日本知的福祉協会『さぽーと』H18.10号)

《地域移行関係》

- 「障害者自立支援 7活動センター発足へ」(沖縄タイムス H18.09.24)
- 「「西駒郷」から地域移行～家族に調査、7割超「よかった」と回答」(信濃毎日新聞 H18.09.28 他)

【理念編】

- 「動かすのは利用者。主体的な参画を！」東洋大学 小澤 温 (『手をつなぐ』18年4月号)
- 「選べる福祉・組み合わせる福祉～ケアマネジメント生活がやってくる！」(福) むそう 戸枝 陽基 (『手をつなぐ』18年9月号)
- 「障害者が真に自立するには」前宮城県知事 浅野 史郎 (朝日新聞 H18.07.03)
- 「誰も損をしない福祉の構造」料亭久里川 森 浩昭 (日本知的福祉協会『さぽーと』H18.10号)
- 「障害者が自立できる社会へ(下)」慶應大学 中島隆信 (産経新聞 H18.10.06)
- 「正念場の障害福祉改革」NHK解説委員 小宮 英美 (『週間社会保障』H18.10.23号)

【その他】

- 「生き生き生活 女の気持ち」～「息子の入院」「柴山さんへ」(毎日新聞 H18.05.01)
- 「競争の福祉」こひつじの苑 徳川 輝尚 (『厚生福祉』H18.09.29号)

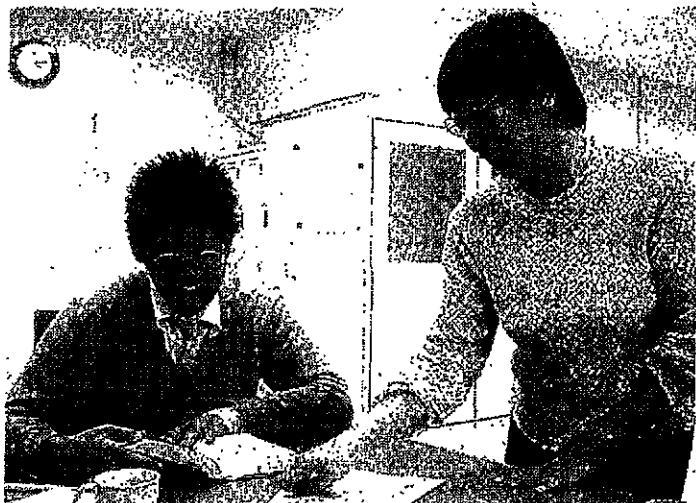
〔 厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課編 〕

【実 践 編】

就 労 支 援 関 係

企業行動に障害者増やさう

NPOが雇用ノウハウ提案



羽鳥公和さん（左）は白井理子理事長に教えられ、国語辞典を引くことを覚えた。調べた語句は、リンクのラインマークでチェック＝東京都板橋区仲宿の「障がい者自立支援塾」で

就労支援 国も強化

企業への助成金制度拡充など

障害者自立支援法の施行とともに、国も就労支援を強化している。

従業員56人以上の企業は、障害者雇用促進法で従業員の1.8%は障害者を雇用しなければならない。身体、知的の障害者に加え、この4月から精神障害者も対象に加えられた。

また昨年度、障害者が就職後に働きやすいよう、本人や企業にアドバイスする「ジョブコーチ」を配置した場合や、企業が福祉施設などに研修を委託した場合に使える助成金制度も創設された。

しかし、東京都障害者雇用促進協会飯田橋支部の佐々木敏晴理事は「企業は中

『知的障害者』を雇いたがるが、彼らは既に就業している。雇用率が足りなくとも、知的や精神の障害者は、感情の起伏が激しいなどの理由で雇用を避けがちだ」と話す。

障害者の半数は身体障害者で、知的障害者は7%ほど。しかし、全国の地域障害者職業センターへの相談者は、知的障害者が過半数だ。企業向けに障害者雇用の相談にのる公的機関もあるが「個々の会社で事情が違うので、行政機関のみで有効なアドバイスをするのは難しい」と、佐々木さんは言う。

研修すれば仕事はできる

平仮名から練習
月給で生活安定

平仮名から練習
月給で生活安定

【柴田真理子、写真も】

小学一年レベルの甲板書が数冊から練習を始めた。以降は仮名が読めず、文も満足に讀せなかつたが、今では漢字がまづで文章が書かれて、苦手だつ

うむに手入れされ、30後半になつた頃には、企業が障害に設けた多くの障壁に勤め、数々の障壁を突破していった。

特例子会社
署雇用のた
道を描して
關係ひじし
平で車椅子す
。93年から
の企業が障
人で教育、

先生が書類を発送する。助成制度を用いた研修方法もセミナーでアドバイスを貰う。「運営組織があるところだから、仕事に必要なことを教える」ことになりただけ。それでも、彼の心が動いています」と語る。

も突然「休んでやめて」と
なこと言われ、解雇され
た。最長2年、最短1週
間で、8カ所を転々と
した。

た発送作業や、手の運び方を細かく指導しても、御意にござりません。」
井戸端の面倒な問題は、手帳を持った生徒が、左側から、農園田舎の右股関節部脱臼。離し

者を雇ふようにならなかつた。」と述べ、昨年12月に塾を設立した。現在は法定雇用数まであと二ヶ月となり、2人の講師雇用が必要となる大企業で、雇用計画を提案している。授業料は

障害者の自立を支援する

松永正昭さん（62） 社会福祉法人コミュニティーネットワーク
ふくい専務理事

「福祉はサービス業。顧客の満足と、最少の投資で最大の効果を、常に考えている」

福祉はサービス業だ

「コミュニティーネットワークふくい」は、福井県内で福祉工場7か所、通所授産施設13か所を運営している。その経営を担当して13年。無報酬の仕事だ。福祉工場では約150人の知的障害者を雇用。その数は、県内に就労している知的障害者の約5割にあたる。しかも半数が重度だ。

「障害があっても、大人になれば働くのは当たり前。働いて、健常者と同等に社会保険に加入し、誇りを持って地域の中で暮らす。知的障害者は、働く能力が無いと決めつけられ、施設での暮らしは普通だなんて、とんでもない」

授産施設は、職務能力を身につける訓練の場。約190人が、プログラムに従って職業訓練に励む。利用期間を最長8年と限定し、就労への意欲と技能を高めている。

「就労の仕組みをプロ野球にたとえると、授産施設は2軍、福祉工場は1軍、企業で働く人はメジャーワーク。1人でも多くの人を1軍へ、さらにメジャーへと送り出すための工夫と努力が授産施設には必要です。そのために、職員の感性と指導能力を高めている」

本業は電気設備会社の社長。福祉法人の運営にも企業経営の手法を導入、約160人の職員に目標を立てさせ、定期的に診断する。「障害が重いから無理」という職員の言い訳は許さない。給与は年俸制。昇給や降給は本人の実績次第だ。

「お客様である障害者の満足度が第一。そして、“費用対効果”も考えなければ、納税者の理解は得られない。福祉工場で働く障害者の支援コストは、授産施設の約半分。福祉工場に1人雇用されれば、市町村の医療費を含めた財政負担は、約100万—160万円減少します」

サラリーマンをしていた27歳の時、倒産会社の再建を引き受けた。社員の3分の1が、何らかのハンディキャップを持っていた。

「彼らの能力を引き出すことに力を注いだ。そして、障害者も、周囲の配慮と工夫次第で、社会に貢献できるということを学んだ。30歳の時、私の不注意で二男が肺炎を患い、重度の知的障害を持ってしまった。この子の社会適応力を伸ばすために、家族とともに、きめ細かく対処してきた」

こうした経験を、福祉工場などの運営に生かしている。個々の能力に適した仕事が見つけられるよう、職種はクリーニングや食品加工、コンビニ経営など55種類。農業生産法人を設立し、障害者を農業の担い手に育てている。さらに、1人1人の勤務情報や体調を細かく把握し、的確なアドバイスを欠かさない。

「昼食後、てんかんの薬を飲む人がいますが、薬の影響で午後3時ごろまでは仕事にならない。でも、これは問題にしない。だが、立ち作業の際、足を交差させる人は、作業に集中できない理由があるからで、心のケアを指示します」

福祉工場で働く重度障害者の平均年収は、手取り約78万円。障害基礎年金と合わせれば、約165万円になり、グループホームでの自活は十分可能だ。

「今年、重度障害者を新たに100人雇用する7か年計画を発表した。一切の甘えを排して、経営品質の向上をめざす。誰もが安心して暮らせる、活力ある地域社会づくりを、今後も推し進めていきます」
(安田 武晴)

◆福祉工場 福祉施設と企業の両方の役割を持ち、障害者は雇用契約を結んで働く。労働基準法など労働関係法規も適用され、社会保険にも加入できる。最低賃金の除外申請も認められている。昨年度末時点で全国に115か所あり、年々増えている。

◆コミュニティーネットワークふくいのホームページ(<http://www.c-net.or.jp/>)



現場に足を運び、注意深く観察しながらアドバイス。厳しさの中に、細やかな配慮も欠かさない(中央が松永さん)



障害者がいきいきと動ける場作りが、地域活性化の一助となる
(東京都北区)

全国的にみて低い東京都内の企業の障害者雇用率を改善しようと、都は雇用促進事業に乗り出す。より広い範囲で力を入れ、他社のモデルとなりよつた雇用形態を提案した企業に補助金を出すほか、意欲的な中小企業には中小企業診断士などの専門家を派遣する。都は「補助金やアドバイザーの派遣は全国的に珍しい」と語る。

障害者雇用 中小に促す

都、モデル企業に助成

診断士ら派遣 経営側面支援

都が念頭に置くのは障害者を五人以上(中小企業では三人以上)新たに雇用を促進するため一日四時間程度の短時間雇用も対象となる。

都障害者職業センター職員のメンバーにした選定委員会を設置。上級で各3社を選定。雇用する側の企業には「経営環境が整い」「ベリーフリーの建物や障害者を受け入れる環境が整っていない」との点も強いため、都は中小企業振興公社と連携、税理士や中小企業診断士などを中

所のバリエフリー化や障害者向けパソコンの導入などは既に実績がある。運転資金への対応は、運転資金への流用は厳しく規制する。

小企業に派遣し、経営側面支援する「」として経営百十四円を上回る体制をリスクを軽減する。都雇用部では「業務拡大する。同部では「業務拡大してほしい」と語る。

都内企業 全国ワースト2 障害者雇用率

厚生労働省による「心身障害者の働く授業施設の平均賃金は月額約1万5千円と極めて低い。障害者雇用促進では社員が五十六人以上の民間企業は、従業員の1・8%は障害者雇用をするよう求めているが、都内企業の障害者雇用率は新潟県と並び1・4%でワースト2位タイにとどまる。

全国平均の1・49%より多く、トップの1・08%(山口県)とのギャップも大きい。雇用の途の狭さに關じて就業推進課は「働く意欲のある障害者受け入れの一層の取り組みが必

要」と強調する。

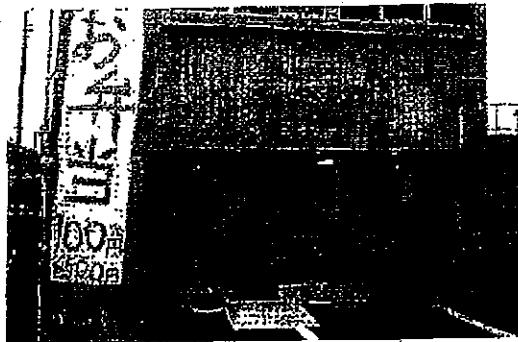
「中小企業の経営者は抱いて入れる。現在は十八人の障害者を受

城型にシナジーをもつ場。同社は中古本賃業のアパートが多いため、直営店よりも多くの障害者を地域社会で町と共同で日本の引当取り業者に出かけよう。障害者も町内金も明るめに増加」と指摘する。小島さんは「障害者が別室配を手掛けるワーケーションで汗を流して一生懸命働く。他の社員の意欲向上にもつながる」と話している。

に障害者を積極的に活用するなど新たなビジネスモデルを作り出さなければいけない」と語る。

地域を支える

(544)



高知市街地から程近い幹線道路沿いに立つ弁当屋「Ms Kitchen」。おしゃれな店構えや低価格のメニューが受けて、お昼の時間帯を過ぎても客足が途絶えない。客の大半は「普通の弁当屋」として利用するが、奥で働く店員の多くは障害者だ。

二〇〇五年十一月のオープン以来、売り上げは順調に伸びており、障害者自立支援法を見据えて設立した同店は確かに就労の場として育ちつつある。

同店をオープンさせたのは特定非営利活動法人(NPO法人)「ワークスみらい高知」(高知市、竹村利道代表)。障害者が名実ともに認められた

仕事に就き、それ

に見合った対価を
得られる環境を提
供するのが狙いだ。

同法による施設再
編で就労移行支援
事業の認定を目指
すが、今は福祉施
設ではなく、一事
業所として経営。

竹村さんは「事業
所として自立す
れば、同法は強い味

方になってくれる」と確信。初期投資には自身の退職金を充てるなどあえて困難な道を選んだ。同店では現在、軽度から重度まで五人の知的障害者を雇用し当初から県最低賃金の時給六百三円を保証。三人の実習生には月額三万円の給料を支給。四八時間の勤務時間中、弁当業界出身の店長と福祉を学んだスタッフ計三人が必要に応じてサポートするが、障害者も調理から配達までほとんどの業務を分担してこなす。

複雑な料金計算も計算機の使い方を指導

する」と前向きな姿勢に揺らぎはない。

ワークスみらい高知では、同店勤務前の訓練の場として「Ms Factory」を建設中だ。就労継続事業の指定を得た上で、障害者に弁当やケーキ、どら焼きを製造しながら、「時間をかけて『Ms Kitchen』への昇進を目指してもらおう」考えだ。重度の身体障害者でも在宅就労ができるよう、ウエア作成やデータ入力技術を身に付けるテレワーカセンターの設立準備も進め、あらゆる障害の程度に応じた支援のあり方を模索中だ。

ワークスみらい高知

(NPO法人・高知市)

自立支援法は大きなチャンス

売も合わせ一日平均二百五十個の弁当を販売、既に年商四千万円を超えるペースで業績を拡大。就労移行支援事業の指定でスタッフの人員費相当の補助が得られれば「障害者に月額九十九万円程度の給与が出せるようになるはず」と先を見据える。

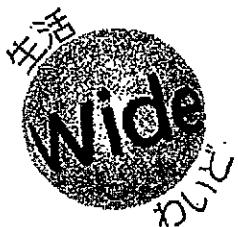
竹村さんを動かしたのはソーシャルワーカーとして勤務した十八年間の経験だ。当初は「気の毒な障害者のために」の姿勢で臨んだが、力強く生きる多くの障害者との出会いをきっかけに「福祉が障害者の自立を導いている面がある。働きたいと思われているのは誤りだ」との認識に至った。障害者の負担増と批判の声が相次いでいる現状について、竹村さんは「補助金濫用の既得権益から抜け出せない福祉の本質の表れ」とみる。支援法は「障害者の生活を段階に改善する要素を秘めている」と前向きな姿勢に揺らぎはない。

ワークスみらい高知では、同店勤務前の訓練の場として「Ms Factory」を建設中だ。就労継続事業の指定を得た上で、障害者に弁当やケーキ、どら焼きを製造しながら、「時間をかけて『Ms Kitchen』への昇進を目指してもらおう」考えだ。重度の身体障害者でも在宅就労ができるよう、ウエア作成やデータ入力技術を身に付けるテレワーカセンターの設立準備も進め、あらゆる障害の程度に応じた支援のあり方を模索中だ。

目下の気掛かりは、将来せっかく企業で雇われる状態や技能を見極めながら企業との橋渡しをして、ミスマッチが原因で解雇されれば、障害者雇用全体に悪影響が大きいこと。個々の障害者のいとの思いから、数年後には障害者専門の職業紹介所の運営にも乗り出したいと考えだ。

(堀川 諭・高知支局)

変わらぬ授産施設



グルメ豆腐を生産

イス撤去し効率化



豆腐の袋詰め作業に追われる障害者ら。「大変なこともあるけど、豆腐を作るのは楽しい。おいしいと言つてもらえたからうれしい」(宮城県蔵王町で)

東京・武藏野市にある知的障害者小規模通所授産施設「チャレンジャー」は、書類を封筒に詰める作業などを行

で「貢献アツプ」の取り組みが本格化した。ほかではない魅力的な製品を作つたり、質の高い手作業をしたりする上での障害者の所得を引き上げ、地域で自立できの人を増やすのが狙いだ。(板東玲子)

所得アツプ 自立促す

宮城県南部の蔵王町では知る人を知る「名物」がある。

通所授産施設「蔵王わいと」で作る豆腐だ。同県産の大豆を使い、昔ながらの製法で作つた豆腐は味が濃く、全国の美作家が取り寄せる。地元の生協や量販店を扱い、昨年には、蔵王店の仙台三越で直売店がオープンした。

施設内の工場では、長靴を履うだけ約7万円がかかる。

「このあたりは、かまいたちが、織しまつてある豆腐だった。93年、地元の蔵王金で足りない分を補つたが、約7万円が必要だ。

現在の月平均工賃は約6万円。7万円以上の人も13人になった。障害者手帳(2006年版)によると、全国の授産施設を通じて知的障害者の平均工賃は一方200円。最近では、この「高待遇」を知り、他施設から転入していく利用者も出でた。「障害が重い人も障害を持って働けるよう、仕事の質と工賃の質」ことわざで努力するのを職員の「仕事」と武田さんは切

トプロン姿の知的障害者36人

が働いていた。中・重度の障害を持つ人が三分の二を占めるが、大豆の洗浄から豆腐の成形、パック詰めまでを職員

ひとり分担して一日約100

つおり、一方10万円の収入を得て、「働く場」との意識を持つため、毎月恒例の余暇活動を中心とした「イスを撤去して立ち仕事を始めた」りして、効率化に努めてきた。施設長の新井誠さん曰くは「残り、高い工賃をもつれば、自業もあり大変だが、頑張った」と話す。現在、19人が平均工賃8万6000円で働く。

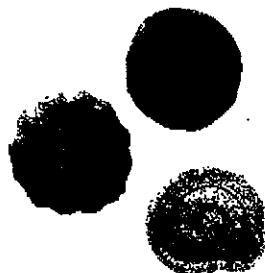
とはいって、設備が不十分で予算も少ない施設の現場で、工賃アップを目指すのは難しく、全国の授産施設や小規模作業所で組織する「わいと連絡会」(東京)では、「ヤマト福祉財団」とともに施設向けセミナー「一方200円の脱却をあさして」を開催。経営ノウハウを伝授する。

「働いてお金を使い、地域で暮らしていきたい」と多くの障害者が望んでいた。しかし取り組みに関心を持たず、協力してくれ人が増えればあります」と、事務局長の多田誠さんは話している。

大
阪
ハイワークひびき

夢のある焼き菓子をお届けします —まずは日本一のマドレーヌを目指して—

●山田紀子(施設長)



はじめに



「ハイワークひびき」は、社会福祉法人ひびき福祉会の4番目の通所施設として、1997年12月にオープンしました。もうすぐ開所して9年になります。

ハイワークひびきができるまでの法人内の他の施設は、障者が重度な方から、軽度の方まで、同じような日課で、下請け作業や縫製作業を行っていました。工賃も3,000円から多い人で10,000円位でした。職員の中では、障害が怪

く、就労意欲のある人にはできるだけ一般企業に近い条件で、高工賃を保障していくたいという思いが強くなっています。

そして、ハイワークひびきはそういう願いを実現するために利用者や職員、家族の手で誕生したのです。

作業の選定

—日本一のマドレーヌを作ろう—



新しい施設の立ち上げにあたり、職員を中心に戦略を決めることから始めました。下請け作業ではなく、食品関係

の自主製品ということはすぐに決まりました。食品は消費が早く、リピーターを作りやすいからです。

「パン」「弁当」「味噌」「豆腐」など、試作をしたり、地域的な条件を調べたりしました。そんな中で「焼き菓子」に決定してきました。

当時、焼き菓子作りのアドバイスをしてくれる専門の方がいてくれたのも大きな力でした。クッキーなど福祉施設が作った製品ではなく、「街の焼き菓子店」を意識できるような、本格的なお菓子を作ろうということになりました。



▲洋菓子のBliss外観

た。

合言葉は「日本一のマドレーヌを作ろう！」でした。

大きな目標を掲げることになり、一番プレッシャーを感じことになったのは担当の職員でした。「何度でも貰ってもらえるお菓子」「贈答品として人にあげられるようなお菓子」を目指すことになったのです。

まず職員がオープン前にお菓子の先生から焼き菓子作りの特訓を受けました。マドレーヌを毎日焼しながら覚えていきました。利用者に教えるくてはならないので真剣です。当時の職員はお菓子に関しては全くの素人です。基礎からの修業でした。

作業設備も一般的の菓子工房に近い設備を、できる範囲で整えました。今でも見学に来

夢のある焼き菓子をお届けします

られる方は「本格的ですね」「すごいですね、お菓子屋さんですね」と感心されます。利用者に「ここでお菓子作りを頑張るんだ！」という意欲を持たせるためにも環境設備は大切なことだと考えました。

作業時間は9時から

5時までです。全員自分で通所できる人ばかりなので、9時から働けるように8時30分には出勤し、用意をして待ちます。タイムレコーダーの設備も、今までになかったことなので新鮮でした。作業服、エプロン、靴、帽子と全員揃えました。“菓子工房 ハイワークひびき”的出発です。

高い工賃を目指して



利用者の工賃目標もお菓子の質同様に、高い目標を掲げました。最低賃金の半分「5

万円位」。当時、利用者の工賃は平均で1万円ほどです。これもまた職員への大きな課題になりました。工賃を支払うためには作ったお菓子を売らなくては現金になりません。開所当時から営業担当の職員を配置しました。

福祉施設（老人ホーム等）などを訪問し、おやつで使ってもらったり、地道な営業活動を行いました。宣伝のためにお菓子用のチラシを専門のデザイナーさんに頼んで作成しました。また、贈答用に名前入りの菓子箱も3種類作りました。

そんな中、社会福祉協議会から敬老の日のお菓子の注文（1,000個位）や知り合いの家族の方からお中元やお歳暮の注文も入るようになりました。しかし、利用者への工賃にはまだまだ足りません。

利用者も「自分たちも売りに行こう」と交替で施設の前や公園、駅前などにマドレ



▶お菓子工房の作業風景です

2006年度のBlissの
頒布会のチラシ

者も生き生きとしてお菓子作りをしていましたように思います。

ヌとテーブルとパラソルを持って定期的に販売に行きました。販売は大変ですが、自分たちで作ったお菓子を目の前で買ってもらいたい、次回には「おいしかったよ」と声をかけてもらうのは、すごく嬉しいことでした。「もっとおいしいお菓子を作るぞ!」という励みになりました。

しかし、なかなか工賃は上がりませんでしたが、利用者と職員が一緒に作って作りあげていく楽しさがあり、利用

ません。利用者の仕事の確保のためににはお菓子の注文がないとならないのです。

毎月の安定した売上げのために思いついたのが頒布会でした。「おいしい焼き菓子頒布会」ということで、まず1回目は半年間から始めました。毎月1回焼き菓子がお客様に届く仕組みです。定番のマドレーヌやフィナンシェ、クッキーだけでなくタルトやクロワッサンなどの新商品も企画に入れました。毎年、会員を増やし、現在は200名近く人に利用していただいています。夏はゼリー、秋はりんごのタルトやスイートポテト、冬はショコレートタルトなど季節感を大切にしています。

また、ハイワークの焼き菓子「マドレーヌ」に使用するレモンは愛媛県の岩城島の国产レモン、「りんごのタルト」のりんごは長野県と青森県の農園から仕入れています。「スイートポテト」のサツマイモは鳴門の農園、紫芋は鹿児島の施設で栽培した芋です。材料にこだわり、利用者手作りの焼き菓子が、毎月1回、定期的に届くのを楽しみにしてくださる方がたくさん

その頃の工賃は時給100円、1日7時間、1ヵ月22日出勤して、15,400円でした。5万円という目標には到底及びませんでした。

売上げアップのために

工賃を上げるためにも、売上げを伸ばさないと私たちの目標は達成しません。焼き菓子は賞味期限があるため売れなければ処分しなければなり

いるのは幸せなことです。お菓子と一緒に作業風景を撮った「Blissだより」も同封しています。

また、今年度のチラシ作成には大きな応援がありました。デザイン科のある大学の協力です。デザインを勉強している学生の若い感性でチラシが完成しました。学生にはお店のポップなどの協力もしてもらっています。

こうしていろいろな方の協力を得て頒布会をはじめ、他の注文も増えていきました。おかげで9年目の今、利用者の工賃は多い人で5万円を超えることができるまでになっています。まだまだ全員は無理ですが、工夫と努力で売上げアップから工賃アップにつなげていきたいと思います。

パーティシ工を目指そう

3年前に直販店を分場施設として開設しました。焼き菓子を常時店頭で売っているお店です。同時に生ケーキの製造も始めました。プロのパーティシエを職員として採用し、利用者と一緒に生ケーキを作っています。これまで焼き菓子を作っていた利用者が今度は本格的にパーティシエを目指してケーキ作りです、利用者だけでは難しいことが多いのですが、職員の援助を受けてシュークリームやスポンジの仕込みなど、工夫をすればいろいろとできることも増えてきました。販売もしているので、毎日お客様とのふれあいもあります。お客様にも利用者のケーキ作りの様子も見て

もらえます。これからも地域の方たちに愛され、親しまれるおいしいお菓子作りを目指したいと思います。利用者もみんなの応援を受けてますますお菓子作りに励むことになると思います。

そして、これから

障害者自立支援法で私たちのこれから施設のあり方も大きく変わります。今後どう展開していくかはまだ検討中ですが、利用者のニーズを大切にし、今まで培ってきた力を最大限に生かしていきたいと考えます。

地域からの信頼、洋菓子の技術、店舗などの設備を有効に活用し、障害のある方への支援を行っていきたいと思います。



▲オーブンから鉄板を取り出したところ



▲焼きあがったマドレーヌを取り出しているところ



▲鉄板にクッキーを並べています

地 域 移 行 関 係



2006年9月24日(日) 朝刊 26面

障害者自立支援7活動センター発足へ

障害者自立支援法が十月から全面施行されるのに伴い、在宅心身障害者の活動の場として「地域活動支援センター」が新設される。那覇市はセンターを就労につなげる機関にしようと、センター移行を目指す市内の小規模作業所に対し、NPO法人格取得に向けた積極的な支援を展開してきた。七つの作業所が地域活動支援センターとして新たなスタートを切る。(平良秀明)

養護学校を卒業した障害者の大きな受け皿となっていた小規模作業所は、全国に約八千カ所あり、保護者らを中心に細々と運営してきた。これまで法外の存在だったが、自立支援法ではNPOや社会福祉など法人格を取ることを条件に、地域活動センターとして市町村からの委託事業を実施する。委託金は市町村が独自に決める。

那覇市は今年三月に作業所を集めて法人格取得についての勉強会を開催。担当課の職員を増やして対応に当たり、十月に間に合わない作業所に対しても年度内の予算は確保し、法人格取得を呼び掛けている。また本年度は精神障害者の作業所への国の補助金約八十九万円がカットされたが、その分も市が補てんし、活動に支障がないようにした。九月現在、市内で補助金を受けている作業所は十六カ所。うち七作業所がセンターに移行する見込みで、十月からの委託金は年間三百万円(利用人員五十九人)、五百五十万円(十一十九人)、七百五十万円(二十人以上)となる。これまでの軽作業や社会との交流事業に加え、就労支援事業を市の委託を受ける形でしていく。

市の担当者は「障害者の能力には個人差が大きく、仕事ができる人は貴重な人材として運営の厳しい作業所が手放さず、民間企業への就労に結び付かないケースがあった」と説明。「今後は就労支援に力を入れていくことで、高齢化で将来の運営を心配する保護者にも、安心してもらえるのでは」と話す。市内のほかの作業所は「これから申請する」「市と相談ていきたい」としている。

ち てき しょう がい しゃ にゅう しょ し せつ ち いき 知的障害者入所施設から地域へ なが の けん にし こま ごう とう じ しゃ ちょう さ ～長野県西駒郷の当事者調査から～

みたけうこ 大阪府立大学

特集
第3回日本グループホーム学会大会報告

■1はじめに

入所施設を縮小し、地域移行を進めてい
る長野県西駒郷（昭和43年開設）。すでにこの
2年間で約4割が移行しました。その大きな
移行先がグループホームです。このように県
独自の事業を立ち上げ、長期入所者や重度
の障害をもつ人も含め、地域での生活を創って
いる長野県の取り組みは注目されています。

そこで、より質の高い援助を構築するため
にも、地域での生活は障害者本人にとっては
どう評価されているのかに焦点をあて、当事
者への聞き取り調査をスタートしました。地
域移行を当事者の声から検証する作業です。

■2 調査の概要

「入所施設内でのききとり」「地域でのき
きとり」「当事者の組織づくり」「権利擁護セ
ンター設立に向けた運動」を研究の主な柱に
していますが、今回はすでに地域で生活を始
めた障害者本人への第一次調査の結果を報
告します。200人を超える対象者のうち、約
60人のききとりが行われました。調査員が

グループホームのお部屋を訪ねて、1対1で
ききとりを行いました。

その主な結果は以下の通りです。

- ① 西駒郷入所時にはなかなか表には出る機会がなかった「障害者本人がもつたくましさ」や「隠された力」が多数確認された。
- ② 部屋の家具や小物に困れたり、自分だけのテレビや静かな空間（個室）を手に入れたことで、さらに趣味を楽しんだり、夢をもつようになったりと生活の広がりが見られた。
- ③ 「もっと早く出たかった」「早く（まだ入所している友だちを）だしてほしい」等の希望が多く、さらに西駒郷敷地内の「自律訓練」「自活訓練」の必要に関し、「すぐに今の暮らしの場に移った方がよかった」との声も少なくなかった。

■3 当事者から出された課題

直接、グループホームを訪問すると調査員
が気づくこともあります。住環境の問題で
プライバシーが確保されているのか、ミニ施
設化されていないだろうか、などです。

また当事者からは「困った時にもっと話す



■4 おわりに

聞いてほしい」「誰に相談していいかわからない」「入居者間のトラブル」「日中の場での悩み」などが具体的に表されました。個別の支援へのニーズの高さが表われています。福祉圏域ごとに3障害の支援の拠点を整備した長野県でさえ、地域での支援が更に必要であることが、地域に移行した当事者から指摘されたのです。

その他、権利擁護のシステムの早急な整備も課題であると思われます。入所施設から移行しただけで終わるのではなく、そこから本当の支援が始まるのです。逆に言えば、移行してでないと測れない援助量・援助体制もあるのだと思われました。そしてそこには「もう施設には戻りたくない」という当事者からの強いメッセージが必ずあることも忘れてはいけないのではないでしょうか。

長野の地道な取り組みを、障害者が何よりも応援し、評価しています。日本でのこのノーマライゼーションとは何かを、彼らと共に求めていきたいと、新法の施行時にこそ強く感じています。

【理 念 編】

障害者自立支援法

**動かすのは利用者。
主体的な参画を！**

市町村障害福祉計画、地域自立支援協議会、市町村審査会へ

東洋大学

ライフラギヤイン学部

小澤温

『手をつなぐ』(H18年4月号) (福) 全日本手をつなぐ育成会 発行

サブタイトルにある通りは、障害者自立支援法を動かす「手をつなぐ」2006年(2月号)とも言わせていただきます。この通りを一言で表すと、障害者自立支援法で利用できるサービスの決定(支給決定と呼ばれております)の仕組みと、地域(いじめでは市町村)におけるサービス提供体制の整備に囲むる事項です。

これを行政に任せるのが、利用者として参画(参画)ではありません。計画の立案・提案・提言に参画する主体としての「参画」です。するが、市町村のサービスの質と地域との差をうなづます。これからは、国がスタンダードを決める整備基準式の福祉の時代でないことは確かです。これをプラスにするのか、マイナスにするのかは、ひとえた利用者の主体的な参画にかかっています。

市町村障害福祉計画

市町村障害福祉計画(市町村障害者計画)と
を混同していませんでしょうか。皆さんが混同
しておやう不思議ではあります。厚生労働省
がおこなった「障害福祉計画と障害者計画との関

係については都道府県等から多くの質問が寄せられたといふ」と語っています。
実際には、
●市町村障害福祉計画……障害者自立支援法(第88条)において定められる。

市町村障害福祉計画の内容は、障害福祉サービス(訪問介護サービス、日中活動系サービス、居住系サービス)、相談支援事業所、地域生活支援事業(相談支援事業、リソース支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センターなど)の必要量と見込み量の3年間の推計と必要量の確保に関する方策の計画です。

これまでとは違つ特徴
特に、これまでの計画にない特徴点は、必

要點と同様に量の推計の中に、入所施設あるいは精神科病院から地域に移行する人の推計を入れる点です。この点で、障害者自立支援法は我が国で初めての脱施設に因應した法律といえるかもしません。

市町村障害者計画の内容

これに対して、市町村障害者計画は、障害者のための医療照の施策(教育、保健・医療、情報・報知など福祉外の分野も含まれます)に関する中期・長期計画です。ただし、障害福祉計画を障害者計画の一部(生ま木接木町)として位置づけ、策定する」とおどかす。(図1)

利用者として、より深く参画するには
市町村による、障害者計画(策定済み)・障
害福祉計画(これから策定)・障害者計画・
障害福祉計画(いずれもこれから策定)があると思います。

障害福祉計画は障害者の参加に配慮すると
いうだけで、法では策定に関する委員会等の
設置を規定していません。そのため、行政主導の策定も可能です。利用者の皆さん方がより
深く参画するには、障害福祉計画の策定も、
障害者計画の一部として検討した方がよいと
思われます。

なぜなら、障害者計画策定には、地方障害者
者施設推進協議会(障害者基本法第26条第4

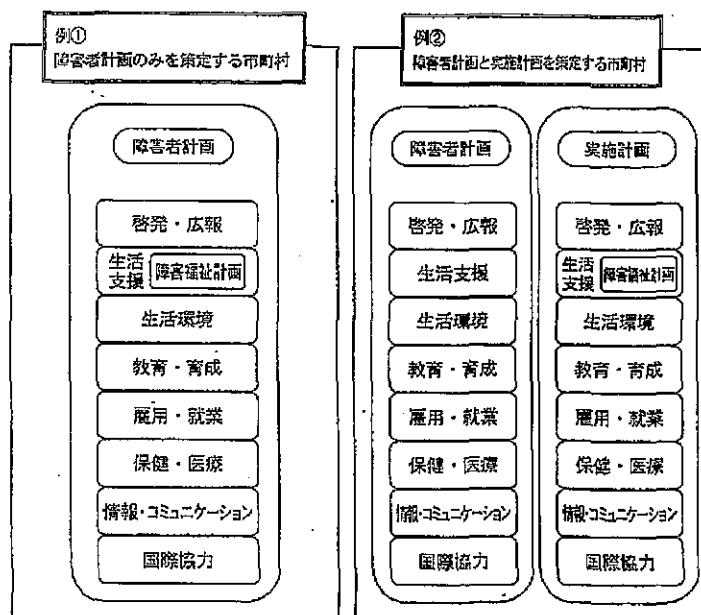


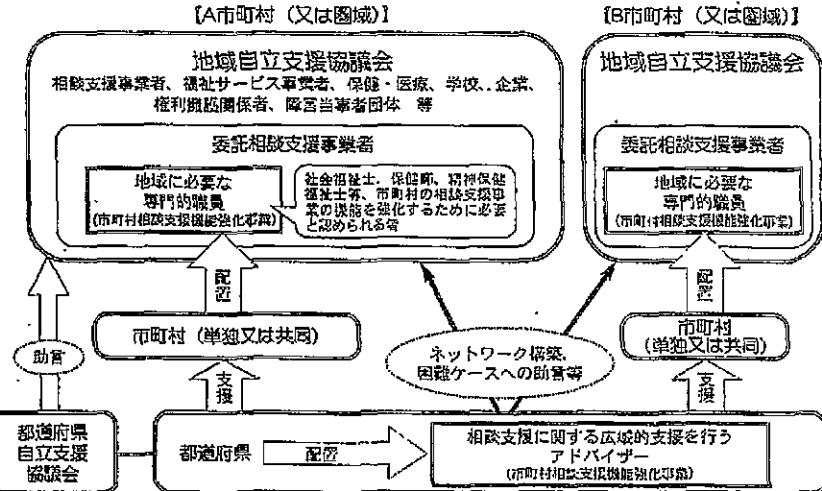
図1 障害者計画と障害福祉計画との関係

○障害者計画は、「障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期的の計画」。
○障害者福祉計画は、障害者計画の中の「生活支援」に関する事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置づけ。

項目の設置により意識することができる、この
協議会があれば、障害福祉計画策定に関する
意見を聴かなくてはいけません。障害者自立

支援法第88条第6項。

図2 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業(全体のイメージ)



どんな協議か、取り組みなど
地域自立支援協議会とはなんでしょうか。
実は、障害者自立支援法には記載がありませ
ん。しかし、厚生労働省の説明資料にはな
りとその名前が記載されています。(図2)。

その理由は、この協議会の財源が交付税で
あることに関係していると思します。交付税
の場合は、障害者を言い方ですが、どう使おうと
かりの協議会になるのか。(きめられた予
算をとつて) 内容のある協議会になるのかは、
すべて、市町村(場合によっては都道府県)
の取り組みだといいます。

協議会の業務は、開設機関の連携・ネットワ
ーク化、相談支援事業者の委託の検討および
業務の点検、社会資源(新たなサービス)の開発などがあります。

メンバーへ入って地域について

障害者自立支援法の施行以前から、活性化に
なるます。運動体の構成員がボイントに
有利になるように働きかけるのは当然の
業務と言えます。しかし、審査会審査にあり
ては、そのようなことは絶対にできません。

場合によっては、当該団体のメンバーに不利
協議会は比較的簡単に設置され、運営できると
思われます。

サービス利用までの流れ

皆さんのがサービスを利用を希望する場合、皆
さんは、最初に、市町村に申請しなければな
りません。申請後、認定調査会による全国共
通項目によるアセスメントを実施して、コン
ピュータによって「一次判定を実施します。介
護給付を希望する場合は、さらに、市町村審
査会による「一次判定」が行われます。その結果
をふまえて、市町村は障害程度区分による全国共
通項目によるアセスメントを実施して、コン
ピュータによって「一次判定を実施します。介
護給付を希望する場合は、さらに、市町村審
査会による「一次判定」が行われます。その結果
をふまえて、市町村は障害程度区分を認定し、給
付の決定に際しては「ラックボックス部分な
ので、審査請求を積極的に行わないと、法則
は改善しないと思います。

問題は、そのような取り組みがまつたくな
れ、ぜひ、地域の運動の中で、利用者である
皆さんのが地域自立支援法で利用できるサービス
として入り、市町村に働きかけて、障害者自
立支援法の不十分な点を創つ地域づくりをし
ていただきたいと思します。

市町村審査会

障害メンバーやどうなる。

市町村審査会の構成メンバーは、「障害者
等の保護または福祉に関する実験経験を有す
る者のうちから、市町村長が任命する」「障
害者自立支援法第16条第2項」としています。

厚生労働省の説明資料では、「障害者等の実

験に適した者のうちから、障害保健福祉の学

識経験を有する者であつて、中立かつ公正な

立場で審査が行える者を任命する」「身体障
害、知的障害、精神障害の各分野の均衡に配
慮した構成とする」としています。大都市部
は別として、日本の多くの市町村ではこの条件
を十分満たした委嘱を兼ねるのは困難かも
しません。現実には、(内科・外科系ある
いは精神科系、医療と市町村職員(通常、市
町村職員はなれませんが、保健師およびケ
ンサー)は例外的に認められます)で構成
されるのではないかと思します。

審査会の委嘱になれる、なれる。

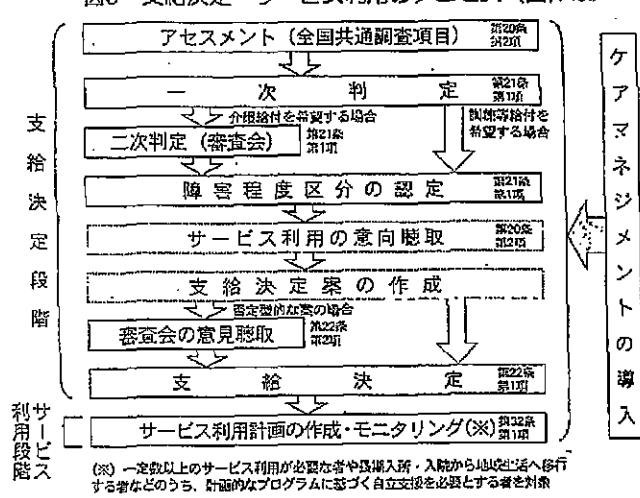
この審査会への関与はできるのでしょうか。
か。障害者自立支援法を有する者で、中立かつ公正な立場で審査が行える者であれば、障害者を委嘱に加えることが望ましい」としています。障害者自身が委嘱に
なることの重要性に関しては、参考文献厚生労
働省の「障害者自立支援法の実践経験を有する者
で、中立かつ公正な立場で審査が行える者であ
れば、障害者を委嘱に加えることが望ましい」と
しています。それでは、障害者の委嘱による手をつなく育成
されません。

審査会の委嘱になれる、なれる。

不服申し立ての支援を
されません。現実には、(内科・外科系ある
いは精神科系、医療と市町村職員(通常、市
町村職員はなれませんが、保健師およびケ
ンサー)は例外的に認められます)で構成
されるのではないかと思します。

不不服申し立ての支援を
されません。現実には、(内科・外科系ある
いは精神科系、医療と市町村職員(通常、市
町村職員はなれませんが、保健師およびケ
ンサー)は例外的に認められます)で構成
されるのではないかと思します。

図3 支給決定・サービス利用のプロセス(全体像)





「障害者自立支援法って何だろう?」

第6回

選べる福祉・組み合わせる福祉

～ケアマネジメント生活がやってくる!～

(社福)むそう 理事長・(社福)全日本手をつなぐ育成会 理事

戸枝 陽基

障害者自立支援法（以下自立支援法）では、今まで施設に月払い支払われていた支援報酬を原則的に利用があった場合のみ、「一日」として支払うことになりました。

月払いになつて、事業所は経営が大変になつたと言つています。確かに、休みの人が出たり、在籍している長期入院してしまつた人が出たりすれば、たちまちに収入が減るわけですから、大変だと思います。しかし、冷静に考えてみると、利用者が休みの日は何の支援もしていないのですから、それで今まで支援報酬が受け取れていただらうことが、意味ない気がします。この春から、自宅まで送迎サービスを始めた事業所がたくさんあります。事業所に来てもらえないと収入が得られないからです。日払いになると、サービスが良くなる。おもしろい現象でしよう。

日割りと障害程度区分認定は事業所が招いた?

国が今回の自立支援法で、日割りを導入したのは、月払いの仕組みにせよ、利用者が来ても来なくて一晩だとばかりに、送迎もしないような事業者にきちんととした支援をしてもらうという目的があつたのではないかでしょうか。

また、支援報酬に大差がないなら、より障害の低い人を集めて、楽しくて事業運営をしたいという事業所への報酬を障害程度区分認定という道具を用いて減らすこと、より重度で支援度の高い人への支援を事業所がきちんとするむけに誘導したのではないかでしょうか。

もちろん、その判定基準の正確さには問題がありそうです。それでも、国の狙いがそうだとしても、その狙いは、すばり的中。日本の障害施設がその対応に大わらわで取り組んでいます。

利用者が混乱したり、不利益を受けないよう配慮をしていただくなれば当然の前提として、50年を越えてサービスがほとんど変わらなかつた障害福祉の世界を政策説明で大きく変えることができるのかもしれません。

結果、お金の流れが変われば、サービスのあり方も変わるのね

付いてこられず、つぶれる事業所もある

介護保険では、事業所がつぶれるといふことは日常的にあります。障害福祉でも、制度は施行されたのに、その流れに逆らうかのような動きをしている事業所は、対応がつかれることで、つぶれるのではないかでしょうか。

事業所がつぶれても、他に新たな事業所があれば、利用者は困つてしません。また、法人がつぶれて、その施設の運営をより力のある法人が行う(M&A)も起こるでしょう。運営主体が変わつても、施設そのものが残るなら、利用者は困つたりしませんよね。

しかし、そうは言つても、事業所の運営が一時的に不安定になることは、障害のある本人にとって、少なからず影響があるでしょう。そういう意味で、これからは、預けたら預けっぱなし」ということではなくて、事業所の運営や職員の状況に注意を払い、いいサービスを「運び」ましょう。

結果、お金の流れが変われば、サービスのあり方も変わるのね

結果、お金の流れが変われば、サービスのあり方も変わるのね

日本は、日割りになった事業所の収取に対することは、利用者を登録者として扱やすことを認めることで対応するように育つています。つまり、30人定員の施設だったら、登録者という考え方で30人以上の人の登録であります。今まで入りたくても認可施設にいることにしました。例えば登録者を35人にして、休みの人が出ても平均すると1日30人位になるように運営をするようにということです。事業所は、毎日きちんと30人の人を受け止めることができれば、潰れた人は少ないということです。

これは、今まで入りたくても認可施設に入れなかつた方には朗報ですね。日本中の障害者施設の定員が増えたわけです。とりわけ、障害程度区分認定で区分が重く出た利用者を日本中の施設が経営基盤を強くするために受け入れたいと思っています。

今まで事業所から放逐され、無認可の小規模作業所などで、親子でがんばつてまた重度障害の方が、自立支援法になつたら、途端に認可事業所から大人気。不思議な現象でしよう。

「Before～After」

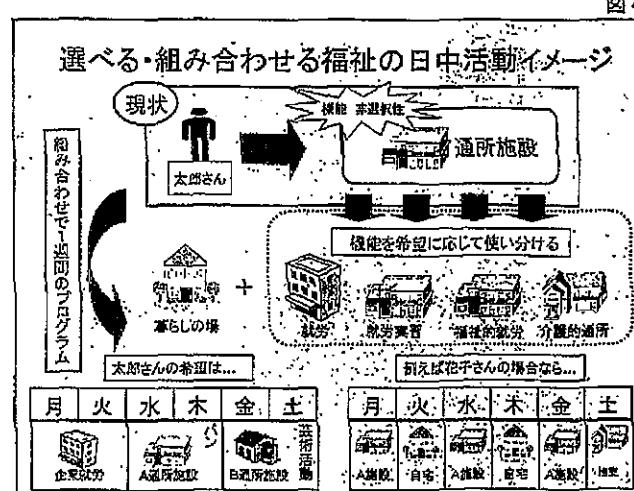
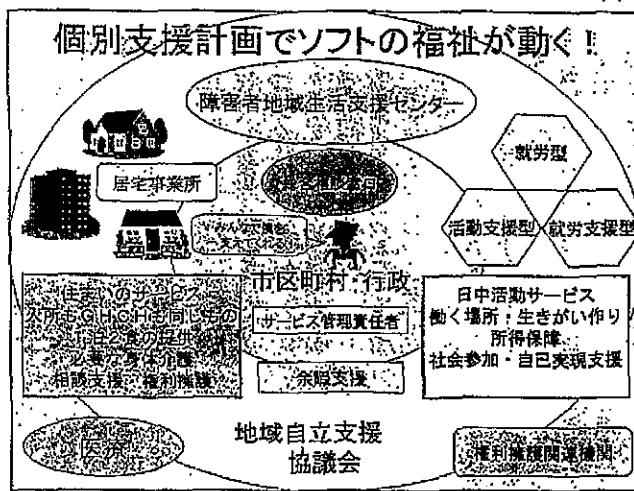
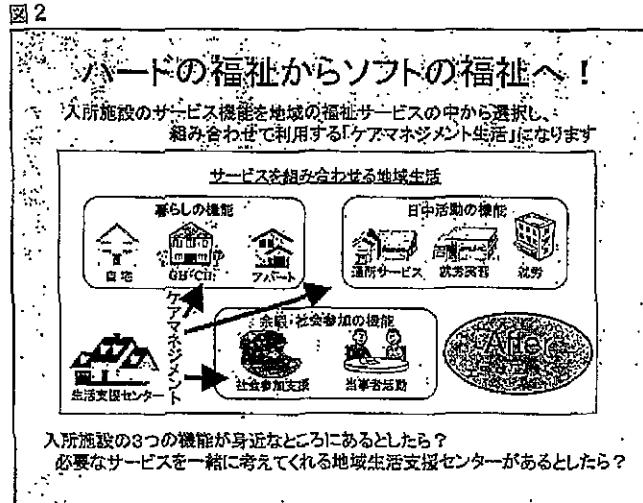
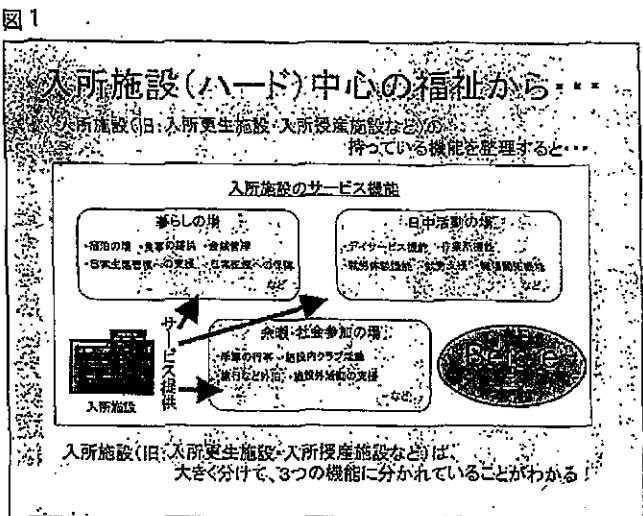
図1、2を見てください。自立支援法でどのような障害福祉が変わらのかをイメージしてみてください。

今まで、親亡き後は、入所施設どころか、今までも、親亡き後は、入所施設どころか、

とが当たり前のようになつていました。入所施設には、「暮らしの場」「日中活動の場」「余暇・社会参加の場」という3つの機能が同時に期待されました。この3つの機能が24時間365日対応できました。

自立支援法では、この3つの機能を地域の中でも、さまざまな選べるサービス機能として点在させ、組み合わせて使うことや、別支援計画を作成し、必要な支援を組み立ててくれます。

また、地域ぐるみで、障害のある方の生活を責任もつて支援している仕組みになるわけです。



「Before～After」 事業者とプランニング

花子さんの場合→長年引きこもつ状態になつていました。いきなり毎日の通所は難しかるので、週3日(月・水・金)A施設に通つてみると、土曜日には、地域活動支援センターに行って、1週間のようすを常駐の相談員にカウンセリングしてもらいます。

おしゃべりどころをつまみ食い。本人のそそのときの想いや状態に合わせてプランニング。

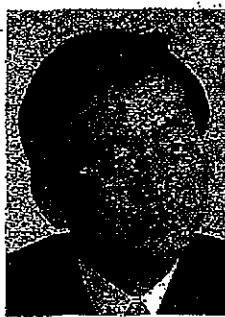
親子で考えきれない場合には、この10月から自立支援法に基づいて、すべての市町村に設かれる相談支援

したが、基本的にほどのプログラムがいいのかなどは職員が決めていました。これらは、利用する当事者が、どんな目的でサービスを使うのかによって、違う場所を選んでいます。田割りになりましたから、1日じとに別々の事業所と契約することも可能で

太郎さんの場合→A通所施設に長年通っていましたが、週に2日(月・火)、企業で祝賀つてみるとことにしました。企業の仕事を2日しかないのでも、残りは、通い慣れたA通所施設に通い、残りの2日は、前からやつてみたかった陶芸を習つたために、芸術活動熱心なB通所施設を選びました。

事業者に手伝ってもらいましょう。
4月から1割負担を払つていているのですから、事業所にも行政にも言いたいことは少しつかり書いて。デメリットだけでなく、自立支援法のメリットの方もしっかり受けたですね。

浅野 史郎



あさの・しろう 48年生まれ。前岐阜県知事、慶應大総合政策学部教授。近著に「民定12年 アサノ知事の改革白書」。

自論

自

私論

「誰も損をしない福祉の構造」

料亭久里川支配人 森 浩昭 (もり ひろあき)

私は、1993年に、企業の社会貢献として障害者作業所の製作品を一般企業の店頭で販売する運動「僕らのアトリエ」を開始した。販売開始当時、大企業は寄付や人材派遣など活動に動き始めた時代だったが、私共の店のような中小企業にはそのような余裕はない。私は中小企業でもできる社会貢献を模索していた。

ある日、新聞に広島市内の作業所の製作品のカタログが作られたとの記事が載っていた。これを見たとき「物を売るのは大企業も中小企業も関係ない、我々が日々行っている販売を福祉に生かせるのではないか」と直感した。それから約1年をかけて仕事の合間に広島市内すべての福祉作業所を回り、現場の職員および所生さんに販売についての意見を聞いた。その間、多くのマスコミで取り上げられ、そのおかげで販売店舗を増やし、現在17店舗にまで拡がった。

しかし、「バザーの延長」でしかない製品販売は障害者の啓蒙活動として話題になってしまい、肝心の売上はあまり上がらない。そこで今まで我々が販売で培った、企業に対して行う製品販売ノウハウを作業所に転用した営業戦略を開始した。

以前、広島市は、企業に対し社会貢献に關

するアンケートを実施したことがある。その結果、大半の企業（特に中小企業）が「協力はしたいが、この不景気にそれどころではない」という回答であった。私も企業の人間なので、この回答は企業の本音の部分として十分理解できる。しかし、なぜ福祉が企業側からこんなに敬遠されてしまったのだろうか。これまでの福祉団体の企業に対する接し方に問題があるのではないか。

先日、広島の大手ホテルの方にお会いし、障害者作業所に対する販売協力をお願いした。私は、ホテルの方に『今日は、おたくのホテルにとってプラスになる話を持ってまいりました』と切り出した。

現在の広島のホテルは乱立により結婚式の争奪戦の状態になっている。そこで、「おたくのホテルは、他のホテルに対し特別な付加価値を伴う戦略を考えなければならないのではないか。見せかけの物理的な華やしさの競争は終焉し、これからは心の時代だ。二人の門出に、世の中に少しでも役立つことをして社会に旅立てば一生の記念になる。列席してくださった皆様にもその幸せを分けて上げることができるのでないか。そのお手伝いを作業所にさせていただきたい』と説明した。

その結果、当店の廃物である「かまぼこ板」を材料にして新郎新婦の絵が描かれた

『名札立て』の納入が決定し、一般業者と同じように（マージンは低くしていただいたが）契約を交わすことができた。同時に、この話題を企業社会貢献としてマスコミに提供することにより、ホテルへの報道取材（結果的に広告）も行った。他の業種でも、この手法で作業所製品の納入に数多く成功している。

「物を売ること」の根源は、企業が「お客様満足」なのに対し、作業所は「障害者理解」である。この方向性の違いが現在の作業所の製品販売の困難の原因であろう。

障害者自立支援法が成立し、今後作業所を取り巻く環境が厳しくなることは確実である。広島県では我々の意見を反映していただき、今年度から「モデル作業所事業」を施策として開始した。これは今まで行政が行ってきたお金の支援ではなく、ものづくりや販売支援を行うものである。作業所側も企業の営業戦略を学び、一方的な企業支援を求めるのではなく、企業と「おたがいさま」の関係にならなければ、時代に取り残されてしまう。

今後、ますますマスコミを媒体として、企業と福祉団体をコーディネーターで結びつけるという手法を用いた「誰も損をしない福祉の構造」が必要ではないかと思う。



【略歴】昭和37年広島生まれ。

地元大学卒業後、約5年間、東京の機械メーカー勤務を経て、実家の料亭に就職。

平成5年 広島市内の障害者作業所で作られる製品を一般企業の店頭で販売する運動「僕らのアトリエ」を開始。

平成14年 広島大学「地域貢献研究課題」に採択され医学部、教育学部、総合科学部と共同研究論文発表。

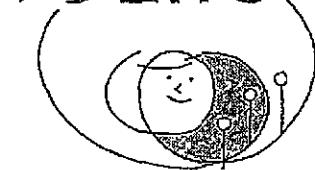
平成16年 福祉関係者の異業種交流会「福祉を語る会」発足。

平成17年 県立広島大学「地域課題解決研究」に採択され経営情報学部と共同研究。

近年、行政や企業と障害者作業所との連携を数多くコーディネート。

④「僕らのアトリエ」ホームページ

<http://www.kurikawa.com/bokuranobatorie.html>



慶應大学臨床部の中島隆信教授(46)が、高年(20)の障害を抱かなか受け入れられた
からだに心地好。『精神障害者業を理解して、多くの人の話を聞く、初めて障害の達か
おじいさん達を客観視できた』と喜びを語る。中島教授は医師のみならず、「福祉は社
会参入の第一歩であるべきだ」と諭す。

(齋藤伸一郎)

障害者に対する社会参入

障害の父親としての経験は
選手がたがい、太一が養護学校
を卒業する以前でした。進路を
決めるとき、ある施設を回り
て、いたゞく、あれど施設が
あるのかし難が拂つた。

一方で、施設の役割や施設で
の仕事に繋がる疑問も感じられ
た。その反省と疑問の延長で障
害者の置かれた環境を敢ねじり
あへたのが、「障害者の経済
学」(東洋経済新報社)だ。

私は「障害者が何の問題で
消費したのか、どうかれる方が社
会に貢献しよう環境を整
備する」これが必要な投資だ。障
害者が自己立てる家庭の負担
も軽減される」「これでこま
す。

自立への道】おお障害者も消
費者だからんだよ。福祉サー
ジでも、消費者の視点から語彙
したむねぎむだ。やのため
しの、無理でやーメンを食はれ
るのを解消しちゃうだらけ
や。無理やり消費者として自立

であれども、ホームレスの
ほとんぢれど。何より、障害者
にいたりたいが、意欲もわ
かれてやがった施設を必死にな
って探しよ。

家庭をやめると想定外な
のです。施設便りの巨大額回が
して探しよ。

施設に入った障
害者・精神的・身体的・心的問題
の問題が多大な問題とな
る。おおよこ題に成る。

ムリやねえ、施設に入つた障
害者・精神的・身体的・心的問題
の問題が多大な問題とな
る。おおよこ題に成る。

おおよこ題に成る。
おおよこ題に成る。
おおよこ題に成る。

おおよこ題に成る。
おおよこ題に成る。
おおよこ題に成る。

「障害者の経済学」著者 中島隆信教授(46)

であれども、ホームレスの
ほとんぢれど。何より、障害者
にいたりたいが、意欲もわ
かれてやがった施設を必死にな
って探しよ。

家庭をやめると想定外な
のです。施設便りの巨大額回が
して探しよ。

施設に入つた障
害者・精神的・身体的・心的問題
の問題が多大な問題とな
る。おおよこ題に成る。

ムリやねえ、施設に入つた障
害者・精神的・身体的・心的問題
の問題が多大な問題とな
る。おおよこ題に成る。

おおよこ題に成る。
おおよこ題に成る。
おおよこ題に成る。

おおよこ題に成る。
おおよこ題に成る。
おおよこ題に成る。

環境整備も支援の一ツ

「障害者の経済学」に先だって、「大相撲の経済学」を執筆した際に知りあった白脇闘と中島さん一家。左から恵さん、太一さん、中島教授=平成16年8月、神奈川県横須賀市



人が多いよなと思われる。

太一は現在、バスの作業所に

通りで通勤する。「便が」「バスの判断」不安が残るのだ、バス停まで助者が付かなくて困る。

太一は脳性マニアで重度の心

臓障害がありながら、めいに早い時期から、家庭や学校や時間を使わぬ一人で外出する問題を抱えていた。一人で運動やおもてなしをするのが大変だ。

太一の隣の家族が丸投げになってしまった。第三者に託す

かだらしく、太一は車が他者に

事故に巻きこむことなく行

動する練習をひたすらやるがいい

だ。しかし、めいに困るみたいだ。

た。養護学校卒業後は自立への準備を始めたので、週に二回を

痛感している。

太一は、じぶんの給付金の貯蓄と作業所の工賃で生活してます。この生活で、レーン

シングを重ね、授業料は障害年金や、働いたお金で自己立した生活をしたいと思うと願っています。

障害者が自己立てる回りで活動を

出向いたが、本人を支援するのだけ

でなく、取扱う住民環境やもの

を支援する「」これが必要です。

問題を抱えて必要な保険者には、第三者者が情報提供して、手助けするシステムをもつと充実」しかった。障害者の問題は本人や家族だけの問題ではなく、社会全体の問題であるべきだ。

太一は、親から離れてヘル

ープホームに住み、作業所に通つてパンやクリッキーを作ったり

トト食事を喰つたりします。

一時、血吐したりするのですが、意図表示をかる訓練をしてしまったのです。

親が「もうおむのうがきた」と記」と題して北里がたが、彼の言ふところのうがきたが、

たの言。どうぞ、血を吐したりしないで判断して、自分で行動するといふのが難いのです。

親が「一人で運転できる」とおっしゃるが、親がおむのうがきた生活をやめると、バスのスケジュールを決めて、バス停で車を待つのが大変だ。

多くの人が車を運転するのに、

車を運転するのに、

寄稿

正念場の障害者福祉改革

NHK解説委員 小宮 英美

▲はじめに
10月から障
格的に施行さ
るようになります。
障害者が施設
も収入を得ら
をを目指してい
に対してもサ
きく変えるよ
者本位のサー
ていけるのか考
えている。事
当てて歩えた

支援法は昨年1月に施行された。この改革は、ではなく町で暮らせることは、働く減少したこと、されるようになると、一方で事業者がいるが、一方で事業者をビジネスのあり方を求めていた。利用ビジネスとして生き残るため、改革の正念場を把握する業者の事情を窺おう。

改革の背景

改革の背景とは、日本の障害福祉が先進各国に比べてもひとく遅れており、予算が限られているという事情がある。これまでの措置時代の仕組みは昔わざ先着順が本で、控が一杯になつたらそれ以外の人は利用できないというような仕組みであった。

施設を通じて働く力を身につけるためのサービスである通所授産施設といふサービスを例にみてみると

シク分けを導入した。介護保険の要介護認定に似た仕組みである。

障害程度区分は6つあり、事業者との報酬もそれに応じて決まる。重度の人が多ければ、これまでよりも多くの報酬を受け取れる。軽度の人については一般企業で働けるようにした場合、あるいは入所施設で出て町で暮らすように支渡しの場合に、多くの報酬が得られる。

一方で適切な支援をしないまま、軽い人を多く抱え込んでいた施設は受け取れる報酬が下がり、減収になる。この減収の可能性が事業者を不安にしている。

障害のランク分け（障害程度区分）には、介護保険の要介護認定で使われているコンピューター判定の仕組みが取り入れられた。介護保険の79項目に加えて、知的障害や精神障害など、高齢者とは違う障害特性の人を認定する27項目が追加され、さらに審査会による判断により重い区分に引き上げられるようになっている。

事業者側はそれでも、障害程度区分が低めに出ると主張してくる。その結果、施設の受け取る報酬が少なくなり、減収が繰り返されるのである。これに対して国は、その人独自の事情をくみ取る審査会もあるのだから、これで十分と

八田櫻の導入

△問題の構図△

ることとなる。事業者が反対する報酬を、実際に行つたサービスの実績を、「日割り制」の支給に応じて支払う、「日割り制」の利用率が低い施設であれば、必ずしも毎日全員が利用しないとしても、1人分の報酬が1ヶ月まとめて支払われてきた。サービスの利用率が低い施設でも高い施設と同じ報酬が支払われてきたのである。

新しさの制度では実績を日割りで計算し、利用率の高い施設がより多くの報酬を受け取る仕組みに変わった。事業者側は、利用者が体調を崩して通えない場合も多く、減収に繋がると反論している。これに対して国は、利用者が通いや送迎サービスをすると、これまで定員の枠外だった人々や精神障害の人を受け入れるなどして、利用率を高めないと説明している。

がる、この状況をどうみたらよいのだろうか。
私は、自立支援法による新しい
枠組みは評価であると考えていい
が、多くの障害者は施設を出で
る。一般的の会社で働きたい、町で暮ら
したい、と思つてゐるからである。
働ける人が一生を施設の中だけであ
過ごすのは適切なことである。ま
た、働きない重度の人には手厚い支
援が必要だというのも当然である。
よつて、軽い人を自立させ、
重度の人を多く受け入れた事業者
が評価される枠組みは重要であ
る。

がる。この状況をどうしたらよいのだろうか。
私は、自立支援法による新しい枠組みは評価できると考えている。多くの障害者は施設を出て、一般的の会社で働きたい、町で暮したい、と思っているからである。
働く人が一生を施設の中だけで過ごすのは適切なことである。また、働きない重度の人には手厚い支援が必要だというのも当然である。よって、軽い人を自立させ、重度の人を多く受け入れた事業者が評価される枠組みは重要なである。

の理解も不可欠である。例えば「善福社サービス」の予算は、このとて
ころ毎年1割ずつ増やされている。「在宅サービスに限って言えば、
前年度比3割増だが、介護などと比べると、まだひとく不足してい
る」のが現状である。

高齢者介護は「明日は我が身」と思える。「障害者は他人事」と思
う人が多いからではないか。また、「施設がいくら努力しても、企業が障害者を雇用しなければ坦
状は変わらない。私たちが勤めるか会社が障害者を雇用しているかも
問われているのではないか。」

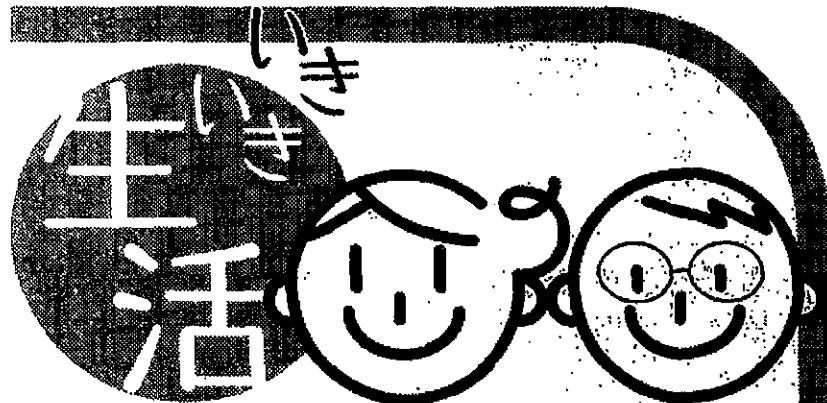
65とかなり高く、全国の平均3.4を大きく上回っている。
こんな施設が増えれば、利用者も助かるのではないか。この施設の管理者は、「他の施設で断られな
重複の障害者を積極的に受け入れられ、一人ひとりの適性にあつた多
様な仕事を用意して支援してきま
ことが評価されて嬉しい」と話
てくれた。
また、送迎サービスは別の事業
体が行い、1万5千円の利用者負担を
追徴収しているという。しかし
そのお陰で家族は施設への送迎の
自由になり働くこともできるため
、「利用者負担が高い」とか「タ
ダにしてほしい」というような苦

65とかなり高く、全国の平均3.4を大きく上回っている。

こんな施設が増えれば、利用者も助かるのではないか。この施設で断られたの管理者は、「他の施設で断られた重度の障害者を積極的に受け入れ、一人ひとりの適性にあつた多様な仕事を用意して支援してきたい」と評価されても嬉しい」と話してくれた。

また、送迎サービスは別の事業者が行い、1万5千円の利用者負担を徴収しているという。しかしながらお陰で家族は施設への送迎から自由になり働くこともできるため、「利用者負担が高い」とか「タダにしてほしい」というような事情は一切ないという。利用者本位のサービスを行っていれば、必ず支持されるという。

【そ の 他】



女の気持ち

柴山さんへ

「園子の入院」(4月23日)

日)を読みで泣きました。

私は重度心臓障害者の方たちの入所施設に介護職として25年勤めました。じわじわと「他傷・自傷」行為をする方たちが何人もいらっしゃいます。入浴介助中にかまれてしまった腕には今も傷跡があります。またたれたこともあります。

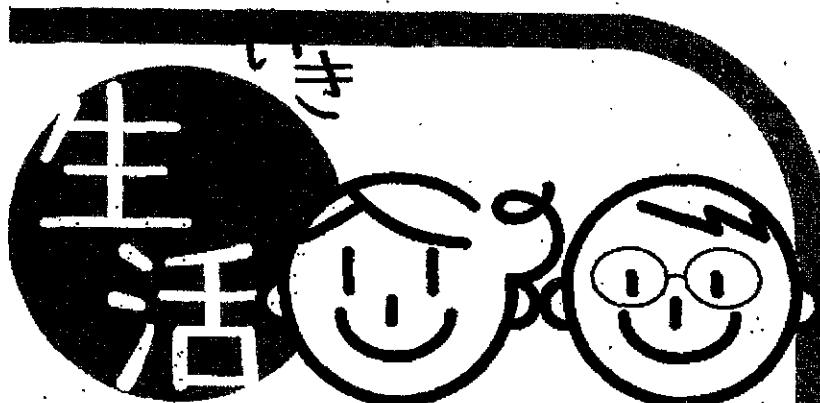
初めは分からなかったけれど、やのりちに気がついたことがあります。がんでもあります。心も傷跡があるのです。悲しそうな、つむらな表情になるのです。自分でもいのしょりもない気持ちがお顔に表れるのだ

早野 節子 ケアマネジャー・51歳

るのを思ふあつた。だだの私たちは必ずやめたかねたら、がまれたりしないよう気を付けました。「自分は乱暴してしまった」と思われたくないからです。私は今、障害者のヘルプを中心とした事業所に勤めています。柴山さんのお話を近くにいるどんな事業所があると思っていました。支援費を利用して少しでもお体を休めさせてください。重度のお子さんを持つと「お子はおひさやばかりはみられない」と頑張ってしまおうお母様がいらっしゃいますが、ヘルパーさんと關係を作っていくこともできるのです。お子様のためにも社会資源を活用して、お自分で大切に書いてください。

暖かくなりますが、寒い経験ができないようになります。お祈りします。

東京都板橋区



女の気持ち

息子の入院

私の園子は39歳、重度の知的障害者です。3日の終わった救急車で病院に行きそのまま入院になりました。

肺に水がたまつて、1週間の入院でしたが、リューマチを患つ私にとっては、病室での看護師の大変な試練でした。

肺に酸素を送るチューブは耳から外し、止血の針を留めていたりなど、力こりませんばかりしました。園子を私が女子トイレに連れて入ったのを見護録でみるとがめられて、小さくなつて男子トイレに入りました。レントゲンを撮影に行く途中の通路で赤い人の声を素早く反応して床にバッタリ寝そべり、立上がり

がりながらひつた着脱師さんの顔をついでただでて嫌な顔をされたり、隣のベッドの人のせきを怒りしく暴れたり……。

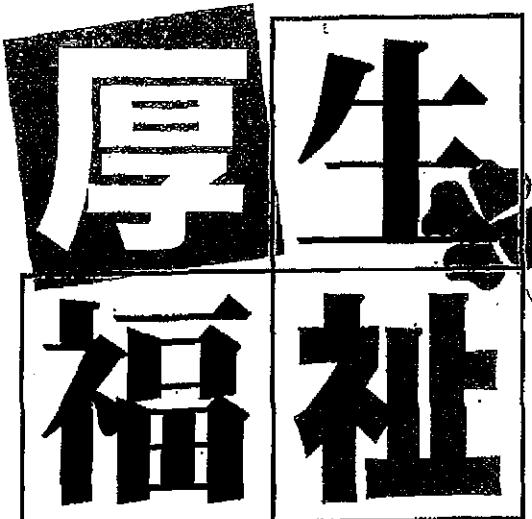
生きた心地がしない、1週間でした。

もう限界だと感じた日は退院のお手渡しで、我が家を帰つてしまつた。

私の園子は雨が降つてさ忿り、風音に皮筋し、雷でも落ちよるものなり家の中で駆けめぐら回り、手のひらひらがりあせん。それでも、私はこの子のたぶだかに生きていく、これがからむやつよつと決めてるま。

夫婦げんかをして、だんなが怒鳴ると大暴れして私を助けてくれる我が園子。便命がありて、私のところへ生まれてもあはた。お母さん一生懸命頑張るからね。これからもよろしくお願ひします。

東京都小金井市
柴山 三枝子 生婦・61歳



2006年(平成18年)9月29日(金)

第5409号 (購読料金 月額税込み4,300円)

 時事通信社

身体障害者療護施設
こひつじの苑施設長・徳川輝尚



つてしまわぬいか。「客」を増やすため、サービスの時間を切り詰めてしまわぬいか。激しい競争の中で、「福祉の心」が見失われないか危惧する。

体育の秋、街のあちこちから運動会の楽しげな声援が響いてくる。だが、その明るさとは対照的に、國中の人々は、「競争」の鞭に追い立てられ、ゴールの見えないコースを走り続けている。「大

人たちは、寸刻を惜しんで働き、疲れ果てる。子供たちも自由を失い、夢も笑いも失っていく。ドイツの児童文学者ミヒヤエル・エンデが、彼の童話「モモ」で描いた情景そのものである。

福祉も例外ではない。改革の中で「聖域なし」の号令がかかり、福祉事業者は「市場競争」の場に立たされた。企業も加わる競争の始まりである。「市場競争」とは、利益を求め、互いに競い合うことである。そこには、当然「勝ち組」と「負

け組」が生まれる。「勝ち組」は強大となり、押し潰された「負け組」は撤退へと追いやられる。長い間、護送船団の中で守られてきた福祉事業にとっては、初めての生き残りをかけた競争だ。

確かに、措置制度の時代には、福祉事業者に甘えがあつた。国が定めた最低基準を守つてさえいれば事足りたからである。「競争の原理」を導入することにより、事業が活性化し、サービスの質が高められることに異存はない。

しかし、市場競争には「落とし穴」もある。利潤追求に心が奪われ、サービスが単なる商品となってしまわないか。効率化のため、画一的なマニュアルで業務が管理され、サービスが機械的にな